

船舶事故調査報告書

平成22年2月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年1月24日 08時10分ごろ
発生場所	千葉県銚子漁港北東沖 犬吠埼灯台から真方位037° 12海里（M）付近（概位 北緯35° 52.2′ 東経141° 01.5′）
事故調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八大徳丸 ^{だいたく} 、65トン 128246、個人所有 31.03m×6.40m×2.65m、鋼 ディーゼル機関、698kW、昭和61年7月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和43年2月23日 免状交付年月日 平成20年9月10日 免状有効期間満了日 平成26年6月19日 研修生A インドネシア共和国籍 男性 21歳 甲板員B インドネシア共和国籍 男性 22歳
死傷者等	負傷 2人（研修生A及び甲板員B）
損傷	船体 損傷なし
事故の経過	本船は、平成21年1月24日03時50分ごろ、船長ほか7人が乗り組み、銚子漁港を出港し、同港北東方沖約11M付近で底引き網漁に従事していた。 本船は、えい網中に、左舷側引き綱が切断したことから、右舷側引き綱（以下「右引き綱」という。）だけで漁具を巻き上げていた。 08時10分ごろ、揚がってきた右舷側のトロール網拵網板（以下「オッターボード」という。）を太さ約28mmのワイヤー（以下「ストッパー」という。）で固定し、そうすることでゆるませた右引き綱と網側のハンドロープとを、研修生A及び甲板員Bの2人が、別のワイヤーロープでつなごうとしていたところ、ストッパーが切断してオッターボードが落下したため、ゆるんでいた右引き綱が跳ねて、作業中の研修生A及び甲板員Bに当たった。 船長は、甲板の中央部で漁獲物の選別中、ウインチドラムに巻かれた右引き綱の量から、右舷側のオッターボードが揚がってくる頃だと判断し、船尾方向に向かおうとしたときに、事故の発生を知った。

	<p>本船は、事故の発生を船舶所有者に連絡するとともに、巻き上げ途中だった漁具を切断、投棄して銚子漁港に帰港し、研修生A及び甲板員Bは、待機していた救急車により病院に搬送された。</p> <p>甲板員Bは後頭部裂傷等の軽傷であったが、研修生Aは肝臓損傷等を負ったため緊急手術を受けた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 6、気温 約3℃</p> <p>海象：波高 3～3.5m</p>	
その他の事項	<p>ストッパーは、通常は2年くらい使用したところで交換していた。</p> <p>切断したストッパーは平成18年8月に購入し、遅くとも11月末までに使用が開始されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>オッターボードを固定していたストッパーが切断したため、オッターボードが落下し、オッターボードにつながった右引き綱が跳ねて、近くで作業をしていた研修生Aと甲板員Bに当たったものと考えられる。</p> <p>ストッパーが切断した原因については、次の可能性があると考えられるが、明らかにすることができなかった。</p> <p>(1) 切断したストッパーは、使用開始から約2年を経過しており、強度が低下していた。</p> <p>(2) 本事故発生前、左舷側引き綱が切断していたことから、本事故当時、えい航中の漁具の重量と漁具にかかる水の抵抗とが、切断したストッパーにかかっていた。</p> <p>(3) 本事故当時、現場海域は、風力6の北北東風が吹き、波高が3mを越える状況であったことが関与した。</p>
原因	<p>本事故は、本船が千葉県銚子漁港北東沖で底引き網漁の操業中、オッターボードを固定したストッパーが切断したため、オッターボードが落下し、同ボードにつながる右引き綱が跳ねて、船尾甲板上で作業中の乗組員に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>	